**投 稿 原 稿 執 筆 要 項**

東京家政学院大学紀要投稿内規第３項第７号に基づき、投稿原稿の執筆についてはこの要項による。

1. 論文には論題、姓名及び所属を組織名から記載する。所属は、研究が実施された時点のものとする。

2. 日本語原稿は、横書き、縦書きいずれも可とする。原稿は、B-5判の用紙に横書き１段組(１行45文字)×42行、２段組(１行22文字)×42行、縦書き２段組(１行31文字)×25行とする。なお、紀要原稿様式のテンプレート(図書館ホームページに掲載)を使用する場合は、テンプレートに沿って作成してください。

図、表、写真等を含めて刷り上がりは、原則として最大20ページとする。これを超過する分については執筆者による実費負担とするが、論文の総ページ数は30ページを超えてはならない。

3. 外国語原稿はB-5判用紙を使用し、おおよそ行内文字数半角90字分、各ページ行数42行で仕上げる。

図、表、写真等を含めて刷り上がりは原則として最大10ページとする。これを超過する分については

執筆者による実費負担とするが、論文の総ページ数は15ページを超えてはならない。

4. 論文には日本語抄録(400字以内)、又は外国語抄録(200語以内)を付すこと。

また、それぞれの末尾に５語以内のキーワードを付記すること。

5. 図、表、写真等は、鮮明なものを原稿中に割り付けること。色刷りの場合は執筆者の実費負担とする。

　 なお、人物写真については、本人の許諾を得るか個人が特定できない処理をすること。

6. ヒト（人）対象の研究で、倫理審査が必要な場合には倫理委員会で承諾を得、その旨論文中に明記すること。

7．論文の評価は「受理」「修正後受理」「修正後再審査」「掲載不可」とする。

8. 引用文献の記載方法

**(1) 自然科学・工学系の場合**

本文中の各引用事項の終わり右上に片カッコ上付きで出現順に一連番号を付し、この順に論文末尾

の｢文献｣に一括して記載する。記載は原則として以下の例による。著者名は全員を記載すること。

採択済みであるが出版前の論文には、｢印刷中(in press)｣と付記すること。

1) 雑誌からの引用例

①田原佳子，多田羅祐子，村田光範，高石昌弘，船川幡夫：思春期成長促進現象に関する数学的解析について．思春期学 4 : 51-58(1986)

②Adams, R.P. and Welch, H.G. Oxygen uptake, acid-base status, and performance with varied inspired oxygen fractions. J. Appl. Physiol., 49: 863-868 (1980)

2) 単行書からの引用例

③猪飼道夫：体育生理学序説(第7版)．pp.4-7(杏林書院，東京，1983)

④金子公宥：筋力と筋パワー．猪飼道夫(編)身体運動の生理学．pp.9-53(杏林書院，東京，1973)．  
⑤Wilmore, J. and Costill, D.L. Physiology of sport and exercise (3rd ed.). Metabolism,

energy, and the basic energy systems. pp. 118-157 (Human Kinetics, Champaign, 2004)

⑥Beunen, G. and Malina, R.M. Growth and biological maturation: relevance to athletic performance. in The child and adolescent athlete (ed. Bar-Or, O). pp.3-24 (Blackwell Science, Berlin, 1996)

3) ウェブサイトからの引用例

⑦東京家政学院大学: 東京家政学院大学附属図書館ホームぺージ．

http://www.kasei-gakuin.ac.jp/library/lib-top.htm 2006/10/1．

⑧Japanese Olympic Committee: JOC history at a glance.

http://www.joc.or.jp/english/history.html 26/10/2006.

**(2) 人文・社会科学系の場合**

次のＡ.Ｂ.いずれかの方法によるが、詳細については執筆者の専門分野における慣習を尊重すること。

A.本文中の各引用事項の終わり右上に片カッコ上付きで出現順に一連番号を付し、この順に論文末尾の「注」に一括して記載する。記載は原則として以下の例による。著者名は、全員を記載する。採択済みであるが出版前の論文には、｢印刷中(in press)」と付記する。

1) 雑誌からの引用例

①田岡良一「中立の語義に就て」『公法雑誌』1巻12号､45-56頁、1935年。

②David Thelen, “Memory and American History”, *The Journal of American History*, 75, 4(1989), pp.1117-1129

2) 単行書からの引用例

③村岡健次『近代イギリスの社会と文化』(ミネルヴァ書房､165-198頁、2002年)。

④前川祐一郎「戦国期京都における室町幕府法と訴訟―撰銭令と徳政令を中心に―」勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』(山川出版社､1996年)､51頁。

⑤Iain Chambers, *Popular Culture: The Metropolitan Experience*.(Macmillan，1986), p.13

⑥Elliot J. Berg, “Real Income Trends in West Africa, 1939-1960”, in *Economic Transition in Africa,* M.J. Herskovits and M. Harwitz, eds.(Northwestern University Press,1964), pp.199-238.

3) 新聞記事からの引用例

⑦『読売新聞』1890年11 月 4日雑報。

⑧ *Cape Times*, 28 December 1935, C.N. Citashe, “A Native’s Impressions of Recent Convention”.

4) 和文縦書きの場合

○雑誌からの引用例

(１) 秋山虔「源氏物語の思考と方法―自然と人間についての一視覚―」『国文学解釈と鑑賞』（一九六九年六月号）、一〇頁。

○単行書からの引用例

(１)秋山虔『源氏物語の世界』（東京大学出版会、一九六四年一〇月）、一〇二頁。

○単行書の一論文からの引用例

(１) 今井源衛「紫上―朝顔巻における―」『源氏物語講座』第３巻（有精堂、一九七一年七月）、三四四頁。

B. 本文中の各引用事項の終わりに丸カッコを付し、著者名と引用ページ数を書き込む。文献名は論文末尾の「文献リスト」にＡ.の「引用例」に準じて記載する。

例:1) その論証については、佐藤は「物語の修辞に対する分析が欠けている」(佐藤 96)と指摘する。

「文献リスト」・・・佐藤太郎『物語と構造』(家政書房､2003年)

・同一著者の文献が複数ある場合は丸カッコを付し、著者名、文献名（短縮でも可）、引用ページ数を書き込む。

例:2) しかし「通時的に流れをたどるのではなく共時的な構造を捉える」(佐藤 『原理』 107)ことも可能なのではないか。

「文献リスト」・・・佐藤太郎『文芸批評の原理』(学院社､2007年)

・「文献リスト」は、著者名のあいうえお順等一定の規則で配列する。書名が複数の言語にわたる場合は言語別に分類する。同一著者の資料が複数ある場合、二冊目以降の著者名の部分はダッシュ（―）に置き換える。

例:3) 佐藤太郎 『物語と構造』(家政書房､2003年)

　　　　― 『文芸批評の原理』(学院社､2007年)

・B.にしたがって引用ページを記載した場合は「注」を付する必要はないが、他の目的で注を付する場合は、本文の末尾に注-文献リストの順で付す。

9. 印刷の体裁は紀要委員会に一任することとする。

10. 原稿の投稿の際には次のことを厳守するものとする。

1）原稿は、必ず印字し、論文データ及びそのPDFデータを記録した記憶媒体を添付すること。

2）PDFデータは、論文データをそのまま変換したものと、所属及び執筆者名を抜いて変換したものと2種類作成すること。

3）1記憶媒体につき1論文とすること。

4）バックアップ・コピーを必ずとっておくこと。

5）提出する記憶媒体に執筆者名を記入すること。

6）原稿を作成する場合は原則として紀要原稿作成書式に基づき作成すること。

附 則

要項は、平成 7年10月1日から施行する。

要項は、平成 9年11月6日から施行する。

要項は、平成14年11月　1日から施行する。

要項は、平成17年10月26日から施行する。

要項は、平成18年11月27日から施行する。

要項は、平成19年10月24日から施行する。

要項は、平成24年11月　9日から施行する。

要項は、平成25年11月14日から施行する。

要項は、平成27年11月26日から施行する。

要項は、平成28年10月27日から施行する。

要項は、平成30年10月18日から施行する。

要項は、令和元年11月　5日から施行する。

要項は、令和3年 4月26日から施行する。

要項は、令和3年 10月20日から施行する。